

# 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

制定 平成 29 年 6 月 14 日 規程第 6 号

改正 令和元年 6 月 規程第 3 号

## (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会定款第 25 条の規定に基づき、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることにより、役員の報酬等及び費用弁償の適正かつ公正な支出管理を図ることを目的とする。

## (用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会を主たる勤務場所とし週 5 日勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法(昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号)第 45 条の 34 第 1 項第 3 号の規定による報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。

## (報酬の支給)

第 3 条 本会は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、公益的法人等への武蔵野市職員の派遣に関する条例(平成 14 年 3 月武蔵野市条例第 2 号)第 2 条の規定により派遣された者を除く。

- 2 常勤役員の報酬及び賞与の額は、別表第 1 に定める 1 人あたりの報酬月額、賞与総額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第 2 に定める 1 人あたりの報酬日額を年度総額の範囲内で支給する。
- 4 常務理事が退職又は死亡したときは、在職 1 年につき、報酬月額の 100 分の 100 の割合をもって算出した額を退職慰労金として支給することができる。ただし、同一人に支給する退職慰労金の総額は、最終報酬月額の 100 分の 500 を限度とする。

## (報酬等の支給方法)

第 4 条 常勤役員の報酬等は、その月の 20 日に支給する。ただし、20 日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日という。’)にあたるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日、又は休日でない日を支給日とする。

- 2 非常勤役員の報酬は、月の初日から、その月の末日までの間における職務の為に出席した日数等により計算した総額を、翌月末日までに支給する。
- 3 常勤役員の賞与は、年 2 回、6 月及び 12 月のそれぞれの末日までに支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の申出により本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 5 役員が死亡により退任した場合における報酬等の支払いは、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会職員の退職手当支給規程(平成 26 年 11 月 25 日規程第 26 号)第 2 条に定める遺族に支払うものとする。
- 6 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(就任又は退任時の報酬)

第5条 月の初日以外の日において新たに選任された常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条第2項に定める額を当該月の日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日までの日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 常勤役員が退職又は死亡したときは、退職又は死亡の当月分の報酬の額は、それぞれ第3条第2項に定める額とする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。

2 通勤手当の額は、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会職員給与規程(平成7年4月1日規程第7号)第13条の規定により算定した額とする。

3 通勤手当の支給方法は、第4条第1項に規定する支給方法による。

(会議等に対する費用弁償)

第7条 本会は、役員(常勤役員及び監事を除く)がその職務を行うために、会議等に要する費用を弁償することができる。

2 非常勤役員(監事を除く)の会議等に対する費用弁償は日額とし、その職務のための会議等への出席の都度、2,000円を支給する。

3 前項の場合において、同日に2以上の会議に出席したときは、これを1日とみなす。

4 当該費用弁償は、原則として現金で支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(出張に対する費用弁償)

第8条 本会は、役員がその職務を行うために、出張に要する費用を弁償することができる。

2 常勤役員及び監事の出張に対する費用弁償は、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会旅費規程(平成7年4月1日規程第8号)に基づく額とする。

3 非常勤役員(監事を除く)の出張に対する費用弁償は、近接地外(市外)の出張に要する費用のみを対象とし、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会旅費規程(平成7年4月1日規程第8号)に基づく額とする。

4 当該費用弁償は、原則として現金で支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得なければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

付 則

(施行日)

1 この規程は平成29年6月14日から施行する。

(社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会役員の報酬等及び費用弁償に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会役員の報酬等及び費用弁償に関する規程(平成28年12月

規程第 15 号)は、廃止する。

付 則

この規程は、令和元年 6 月 21 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の別表に関する改正規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条第 2 項) 常勤役員の報酬

役職	報酬月額	賞与総額	年度総額
常務理事	363,000 円	1,306,800 円	5,662,800 円

別表第 2 (第 3 条第 3 項) 非常勤役員の報酬

役職	報酬日額	年度総額
理事	なし	なし
監事	20,000 円	200,000 円